

会報



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

宮崎県建設業協会機関誌



就業体験(インターンシップ) 平成25年11月12日(火)～11月14日(木)

写真 延岡工業高等学校 土木科 2年 32名

受入企業／上田工業(株)、岡田工業(株)、木村産業(株)、(株)富高工務店、日新興業(株)、延岡土木事務所、
(株)盛武組、矢野建設(株)、矢作建設(株)、山口総合建設、(株)山崎産業、湯川建設(株)

現場見学会

平成25年11月28日(木)

延岡工業高等学校 土木科 2年 36名

見学先／延岡市新最終処分場、五ヶ瀬川水防災事業岡元工区、熊野江第一トンネル建設現場、
須美江インター線建設現場

2014

7

No.477

目次 CONTENTS

●平成26年7月の行事予定	1
●会員の異動状況	2
●宮崎県建設業協会	
1. 第3回常務理事会を開催	3
2. 第2回宮崎県県土整備部との意見交換会を開催	5
3. 宮崎県建設産業団体連合会平成26年度通常総会開催される	7
4. 平成26年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される	8
5. 平成26年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事から表彰される	9
6. 地域支部活動報告（串間市建設業協会）	10
7. 県施設の指定管理者募集のお知らせ	11
8. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）	12
9. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）	14
10. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）	14
●雇用改善コーナー	
1. 「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内	15
2. 「職場意識改善助成金」のご案内	17
●事業協同組合	
地域建設業経営強化融資制度について	19
●技士会	
1. 「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせ	21
2. 平成26年度土木施工管理技術検定試験1級実地試験受験準備講習会の開催のご案内	21
3. 「JCM特別セミナー」の開催について（ご案内）	22
4. 平成26年度第1回技術委員会について	22
●建退共	
1. 建退共制度のご案内	23
2. 共済契約申込書の様式が改定されました	23
3. 地区別の事務担当者研修会を開催します	23
4. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）	24
●厚生年金基金	
事業概況（5月分）	24
●建災防	
1. 宮崎県における労働災害の現状について	25
2. 創立50周年記念全国建設業労働災害防止大会について	26
3. 建災防からの安全メッセージ	27
●火災協会	
1. 平成25年度産業火災類の消費中事故原因について	28
2. 火災類関連事業所に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	29
3. 火災類取扱保安責任者試験準備講習会の申し込み期限について	29
4. 講習会の日程について	29
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）	30
2. 中間前払金制度のご案内	31
3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』実施期間延長のお知らせ	32
●（公財）建設業福祉共済団からのお知らせ	
育英奨学金（前期分）220名に給付	33

平成 26 年 7 月行事予定

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火	第1回品質管理監査会議	宮崎労働局長安全衛生表彰式 熱中症予防指導員研修（清武）	
2	水	道路異常箇所の情報提供に関する協定書 調印式	熱中症予防指導員研修（高千穂）	
3	木	電子納品セミナー（宮崎）		火薬知事試験願書締切
4	金		建退共本部加入促進対策委員会 小型車両系建設機械（整地・掘削） 運転特別教育（5日まで清武）	
5	土			
6	日			
7	月	九州建設青年会議第1回役員会 2級建設業経理士受験準備講座（9日まで宮崎）		
8	火		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 技能講習（10日まで延岡）	
9	水		基金企学年金連合会解散に係る事務手続 き研修（東京）	
10	木	県協会第1回臨時常務理事会 県協会と九州地方整備局との意見交換会（宮崎）		
11	金	電子納品セミナー（都城）	不整地運搬車運転技能講習（12日まで延岡）	
12	土			
13	日	大淀川クリーンアップ		
14	月	県協会労務費調査説明会、県業者研修会（延岡） 電子納品セミナー（日南）		
15	火	県協会労務費調査説明会、県業者研修会（都城） 電子納品セミナー（串間）	施工管理者等のための足場点検実務者研 修（延岡）	
16	水	2級土木施工管理講習会（18日まで）	基金納入告知書発送	
17	木	九州技士会総会（福岡）		
18	金	県協会労務費調査説明会、県業者研修会（日向） 東九州自動車道建設促進地方大会（志布志市）	車両系建設機械（整地・掘削） 運転技能講習（19日まで清武）	
19	土			
20	日			
21	月	海 の 日	海 の 日	海 の 日
22	火	県協会労務費調査説明会、県業者研修会（西臼杵） 電子納品セミナー（小林）	基金全建厚協常務理事会議（東京）	
23	水	県協会労務費調査説明会、県業者研修会 （西都・高鍋） コンクリート技術者研修会	ダイオキシン類特別教育（清武）	
24	木	県協会青年部連合会第2回常任理事会		
25	金	県協会労務費調査説明会、県業者研修会 （日南・串間）	ローラー運転業務特別教育（26日まで清武）	
26	土			
27	日			
28	月	県協会第5回常務理事会 県協会労務費調査説明会、県業者研修会 （宮崎・東諸） 電子納品セミナー（西都・高鍋）		火薬類取締保安責任者受 験準備講習会（29日まで 宮崎）
29	火	九建土木委員会（沖縄） 県協会労務費調査説明会、県業者研修会（小林） 電子納品セミナー（東諸）	建築物の鉄骨組立て等作業主任者技能講 習（30日まで清武）	
30	水	2級土木施工管理講習会（8/1まで）		
31	木	九建建築委員会（沖縄）		

会員の異動状況

【新規加入会員】

地区名	会社名	代表者名
小林	(有) 家 村 組	家 村 静 夫
小林	(株) オ ー ム 工 業	赤 川 良 成
小林	コ ス モ 緑 化 建 設 (有)	星 指 一 茂
小林	弓 場 緑 地 建 設 (株)	弓 場 雅 巳

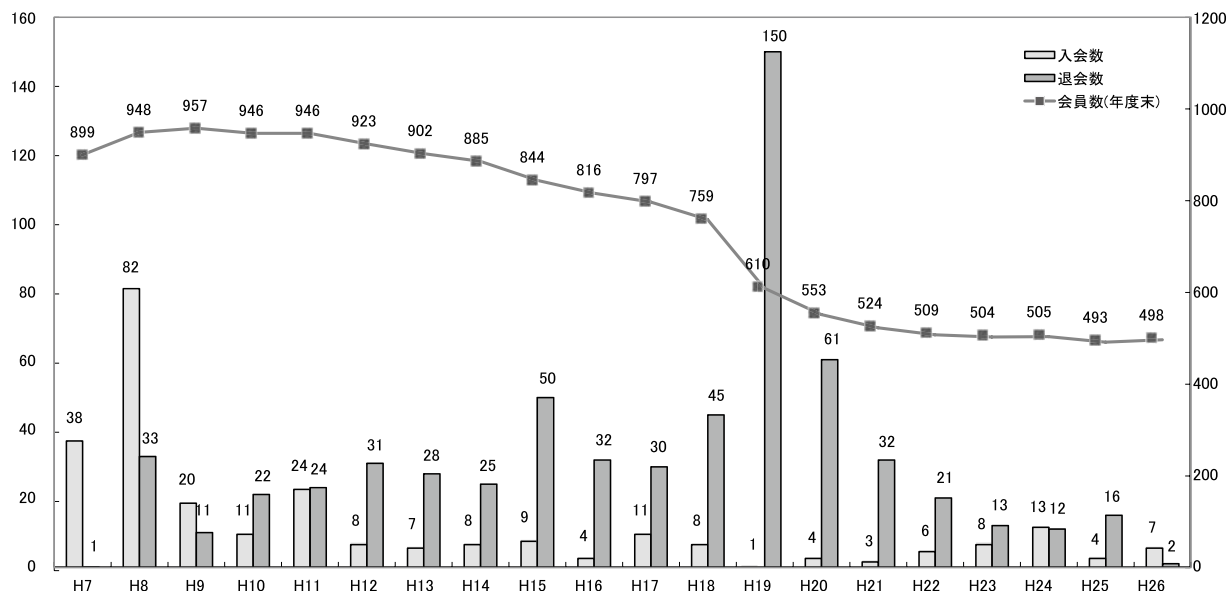
【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	(株) シンケン	住 所	〒880-2103 宮崎市大字本郷北方2150番地1 佐多ビル3F	〒880-0211 宮崎市佐土原町下田島2153番地
		電 話 番 号	0985-53-2436	0985-73-3939
		F A X 番 号	0985-53-2374	0985-73-6330
日 向	(株) オーム工業	住 所	日向市大王町1-116	日向市大王町1-121

【退 会】

地区名	会社名	代表者名
宮 崎	戸 敷 建 設 (有)	戸 敷 美 年
日 南	(有) 川 建 開 発	川 越 祐 光

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	7
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	2
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	498

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退、H26はH26.6.30現在

宮崎県建設業協会

1. 平成26年度第3回常務理事会を開催

平成26年5月27日（火）午後1時30分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、全役員出席のもと開催された。

開会にあたり山崎会長より「この度、本会の会長に就任することになり、各常務理事には、お礼を申し上げますとともに、今後のご支援を賜りたい。

本日は午前中に、会長と副会長の3役で行政並びに県議会等の関係機関に挨拶回りを行ったところである。

また、午後からは、常務理事会、県土整備部との意見交換会と懇親会等の行事が続くがご協力をよろしくお願い申し上げます。

このメンバーでの常務理事会は、本日が第1回目になるため、忌憚のないご意見をいただきたい。

まずは、今後の1年間を、事業計画と宮建協将来へのビジョンに基づいて運営したいと考える。また、ビジョンは状況に応じて見直しを図りたい。」と挨拶を述べられ、議事に移った。

議題については次のとおり。



山崎会長挨拶



第3回 常務理事会

議題1 新規会員加入について

樫村事務局長が資料1に基づき、小林地区から新規会員加入について推薦があったことを報告後、淵上常務理事が説明を行い、次の5社について本会への加入が承認された。

・(有)家村組	代表取締役	家村静夫
・(株)オーム工業	代表取締役	赤川良成
・コスモ緑化建設(有)	代表取締役	星指一茂
・(株)後藤組	代表取締役	後藤敏利
・弓場緑地建設(株)	代表取締役	弓場雅巳

議題2 県との意見交換会について

樫村事務局長が資料2に基づき、意見交換会における県土整備部の出席者、県の説明事項、懇親会等について報告を行い承認された。の議題や進行等について報告し承認された。

議題3 九州地方整備局との意見交換会開催について

樫村事務局長が資料3に基づき、本会と九地整との意見交換会について、九地整から7月10日（木）開催の回答があったことを報告し承認された。

6月中に各地区の意見を国土交通委員会で議論し、6月開催の常務理事会に諮ることが承認された。

議題4 大淀川クリーンアップの企画への協力依頼について

樫村事務局長が資料4に基づき、7月13日（日）に大淀川流域ネットワークが主催する大淀川清掃行事について、本会に参加依頼があったことを報告し、該当する宮崎地区、東諸地区、都城地区、小林地区の4地区の協力が承認された。

実行委員会が招集されたら事務局が出席して常務理事会に報告することが承認された。

議題5 その他

(1) 宮崎河川国道事務所との意見交換会について

榎村事務局長が、現在、延岡河川国道事務所が同所管内で開催している意見交換会を、宮崎河川国道事務所も開催したいとの依頼を受けたことを報告した。

宮崎河川国道事務所が希望する、管内を3ブロックに分けて開催する方法ではなく、本会としては一括で開催する方法を取ることと、河野国土交通委員長が窓口になることが承認された。

(2) 公共工事の入札・契約制度に関する要望について

榎村事務局長が参考1に基づき、4月に開催された九州ブロック会長会議で鹿児島県から報告された要望書について、九州ブロックで意見を纏める意見が出されたが、今のところ、会長県の沖縄県からは動きがないことを報告した。

本会としては、国土交通委員会で追加や訂正等があれば意見をまとめ、九地整との意見交換会で活用することが承認された。

(3) 地域維持型契約に関する意見交換会における意見等について

岡田専務理事が参考2に基づき、5月に各地区で開催された県との意見交換会について、内容を記録したものを報告した。

県は、担い手確保対策として地域維持型契約により、より良い制度にしたいことを主旨として説明している。

出された意見によると、JV親会社の責任問題や巡視と巡回の対応についても地域で意見が異なる。今後、各地区で開催される意見交換会に事務局も参加させていただきたい。

山崎会長が、各地区の意見を求めた後、地域維持型契約は押し付けではないため、地区毎に議論を尽くしていただきたいと纏めた。

(4) その他**①宮崎県建設業協会が抱える課題及び要望事項等について**

山崎会長が、本会が直面する課題及び要望事項等を新役員に共有してもらうため、岡田専務理事に資料に基づいて報告を求め、10項目の課題及び要望事項等が報告された。

また、山崎会長が平成26年度本会の事業計画を読み上げて、理解を求めた。

②平成26年度公共工事労務費調査説明会について

大谷総務課長が資料に基づき、本年度の労務費調査説明会は全地区午前中に開催され、県の研修会は午後からの開催になることを報告した。また、各開催地区の協会長に開催挨拶をお願いして承認された。

③本会及び建設会館の役員変更に伴う印鑑証明書依頼について

大谷総務課長が資料に基づき、役員個人の印鑑証明書の準備をお願いして承認された。この案内は改めて書面で行い、事業協同組合の変更もあるため、一緒に署名等のお願いをすることを報告して承認された。

2. 第2回宮崎県建設業協会と宮崎県県土整備部との意見交換会を開催

平成26年5月27日（火）午後3時30分、建設会館5階「会議室」において、第2回目の意見交換会が開催された。
出席者については下記のとおり。

◇宮崎県県土整備部

管 理 課：福嶋部参事兼課長、井上課長補佐
高妻主幹、日高主幹、丸田副主幹、
川野主査

技術企画課：高橋部参事兼課長、大坪課長補佐
桑畑主幹、否笠主幹、岩切主幹、
春田主査

営 繕 課：上別府課長、後藤課長補佐、
石見副主幹

◇公共三部共管

工事検査課：永野課長、岡留工事検査専門員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、谷口・河野（宏）・
竹尾副会長、後藤・小野・堀之内・
淵上・藤元・河野（孝）・甲斐常務理事
事 務 局：岡田専務理事、樫村事務局長、
林田・菊池・大谷課長

【山崎会長挨拶】

新体制になって初めての意見交換会になるが、本日はよろしくお願い申し上げます。先ほどの常務理事会において、本会の課題や要望事項を再確認し、事業計画やビジョンに沿って運営することを申し合わせた。ビジョンは時代の変化に応じて見直しもあるが、事業計画と共に資料としてお配りしているのでご覧いただきたい。地域維持型契約の意見交換も行われておりご指導をいただきたい。また、25年度補正予算の発注を早くお願いしたい。



山崎会長挨拶

【福嶋 部参事兼管理課長挨拶】

役員交代後のお忙しい中、意見交換会を開催していただきお礼を申し上げます。今後も、この意見交換を大切にしたい。



福嶋管理課長挨拶

◆県からの情報提供について（説明順）

（1）平成26年度建設業者研修会について（管理課）

本年度も資料の通り、県内8会場で開催することが報告された。

宮建協

(2) 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策について(管理課)

資料の通り、平成26年8月以降国土交通省の直轄工事において社会保険等未加入業者に対する指導が強化されるため、その旨を市町村に伝えたところであるが、本県の対応は今から検討する段階である。

(3) 建設業若年者入職促進・人材育成事業について(管理課)

資料の通り、地域人づくり事業は、まず県が宮崎県建設業協会に委託を行ったのち、協会は公募による再委託を各事業所に行うことにより、30名の雇用創出を目標として事業を実施する。

(4) 地域維持型契約の試行に係る検討について(技術企画課)

平成27年4月の試行開始を目指して、各地区協会と5月中に意見交換を行った。

意見交換を行いながら、各地区協会は現状を見極めて7月頃には方針を固めてもらいたい。県としては、制度の大枠を上半期までに固めたい。

また、建設業者研修会のときに、施工パッケージについて説明を行いたい。

◆意見交換

本会→地域維持型契約は、27年4月から一斉にスタートするのか。

県→一斉にしたいが、JVは年を通して出来ないことがあるため、出来るところから始めたい。

本会→組合以外ならばJVを取らざるを得ない。地域の実情もあるが、構成員に縛りはないのか。

県→そのことは、発注機関と意見交換をお願いしたい。

本会→説明会では、地域維持型について県の方針が示されなかった。

県→今のところ、内部止まりであり外部向けには公表していない。

本会→地域維持型は担い手を育てるためのメリットが必要だが、まずは県から基本方針を示していただきたい。

本会→地域の実情がそれぞれ違うため、県が単体、協同組合、JVの中から二つくらいに絞って、方針を出してもらわないと話が進まない。

本会→地区の意見を上半期に纏めたいので、県の方向性を示してもらいたい。

県→地域維持型契約は、国が地域の要望を汲み取って始めるものだが、業者の少ない山間部の災害対応や維持業務は、単体でできる地区もあると思い、単体での方向性も示した。

本会→単体ならば、例えば地区内8地区を3ブロックに分けて、1社で受注しても良いということなのか。

本会→発注条件として「共同受注」としてもらいたい。



県土整備部との意見交換会

本会→工事がなかったことが地域維持型契約の発端である。
現在は人手と機材がないため、組合で寄り合うことが必要になった。

本会→パトロール、巡回、巡視で分かれるならば、単体でできる。

本会→複数の扱い等、業務内容をどのように考えているのか、はっきりしてもらわないと先に進めない。

県→包括なので纏められる分を纏めればよいと思う。しかし、分割の仕方によっては非効率にもなる。草刈りを入れると、土木で発注されたり、造園で発注されたりする。地区割りと業務を決めたい。

本会→国と違って地域は5～6千万円なので、1社当たり1千万円では災害の担い手育成等の対策は困難である。宮崎地区がしようとしていることを県内で一斉にやるのは拙速である。

本会→JVは事故を考えるとしっかりした企業と組むことになる。

県→特定JVに近いものと考えている。

本会→社会保険未加入対策について、県の取り組みはどうなのか。

県→国からの通知を参考にするよう市町村に伝えたが、本県としては他県の動向を見極めて対応を慎重に考えている。

本会→同種工事の施工実績を15年に延長するよう、検討をお願いしているが見解をいただきたい。

県→整理する時間が必要なため、時間をいただきたい。

本会→28・29年度の格付のために、本年度中にしないといけないと思うが如何か。

県→まだ詰めていないが、本年度の早い時期に纏めたい。

本会→発注の平準化をお願いしたい。

本会→草刈り作業で道端に座って休憩しているのを目撃するが、印象が悪いので指導をお願いしたい。

県→県内における外国人と女性技術者の雇用状況はどのようなものか。

本会→女性技術者は土木よりも建築の方が多い。

県→建築と土木に分けて、年齢毎の女性技術者の調査をお願いしたい。

以上、午後4時30分、意見交換会を終了した。

3. 宮崎県建設産業団体連合会平成26年度通常総会が開催される

宮崎県建設産業団体連合会の平成26年度第33回通常総会は、去る6月2日（月）午後1時30分より、宮崎県建設会館において、33団体の内32団体（正会員23、特別会員2、賛助会員7）の出席により開催され、次の3議案について審議が諮られた。

第1号議案 平成25年度事業報告書及び決算書、剰余金処分(案)について

第2号議案 平成26年度事業計画書、収支予算書(案)について

第3号議案 任期満了に伴う役員の選任(案)について

以上3議案が審議され、いずれも原案どおり承認可決された。

また、本年は第3号議案のとおり役員改選が行われ、下記のとおり選任された。



永野会長挨拶



第33回 通常総会



山崎新会長挨拶

平成26・27年度宮崎県建設産業団体連合会新役員名簿

平成26年6月2日

役 職 名	団 体 名	代 表 者 役 職 氏 名	
会 長	(一社)宮崎県建設業協会	会 長	山 崎 司
副 会 長	宮崎県管工事協同組合連合会	理 事 長	永 野 薊
〃	(一社)宮崎県建築士事務所協会	会 長	近 藤 正 美
〃	(一社)宮崎県測量設計業協会	会 長	西 田 靖
専務理事	(一社)宮崎県建設業協会	専務理事	岡 田 義 美
監 事	(一社)日本塗装工業会宮崎県支部	支 部 長	園 田 龍 男
〃	宮崎県建設機械器具リース業協会	会 長	後 藤 健 治

4. 平成26年度宮崎県建設業協会青年部連合会通常総会が開催される

平成26年度の通常総会は6月13日（金）午後4時30分から宮崎県建設会館5階「会議室」において、宇治橋連合会部長の議事進行のもと、開催された。

11支部協会青年部の正・副部長以下42名が出席し、次の3議案について審議が諮られた。

第1号議案 平成25年度事業及び決算報告について

第2号議案 平成26年度事業計画（案）、収支予算（案）について

第3号議案 任期満了に伴う役員の選任（案）について



宇治橋部長挨拶

3議案についていずれも原案通り承認可決された。

なお、本総会で選任された役員の皆様方は下記のとおりである。



通常総会



新役員（11地区各部長）



青年部連合会新旧役員

平成26・27年度 宮崎県建設業協会青年部連合会役員名簿

平成26年6月13日

役員種別	地区	氏名	商号又は名称	役員種別	地区	氏名	商号又は名称
部長	宮崎	川越昌一郎	(株)ダイニチ開発	理事	小林	片地憲文	(株)淵上組
副部長	西都	仁科聡一郎	(株)仁科産業	〃	〃	木場亮	(株)木場土建
〃	日向	葛西了一	黒木建設(株)	〃	〃	八重尾晋吾	(株)八重尾組
常任理事	串間	谷口大海	(株)谷口組	〃	東諸	溝口雅之	溝口建設(株)
〃	都城	坂元誠治	(株)坂元建設	〃	西都	荒川清志	(株)荒川建設
〃	東諸	小倉晃	(有)小倉重機建設	〃	〃	橋本吉朗	(株)橋本組
〃	高鍋	西府真一郎	(有)西府組	〃	高鍋	河野智博	(株)河北
〃	延岡	小野陽平	東栄建設(株)	〃	〃	黒木啓雄	(株)桑原建設
〃	高千穂	甲斐浩二	甲斐土木造園(株)	〃	日向	奈須健時	(株)三矢建設
監事	日南	竹井哲博	(株)竹井建設	〃	〃	岩本倫尚	(資)七組
〃	小林	齋藤勲	(有)齋藤建設	〃	延岡	畦田勝典	可愛工業(株)
相談役	宮崎	宇治橋信雄	(有)宇治橋建設	〃	〃	高橋清徳	吉本建設(名)
常務理事相談役計 12名				〃	高千穂	飯干健一	飯干工業(株)
理事	宮崎	坂口浩	(株)坂口組	〃	〃	竹尾英樹	(株)竹尾組
〃	日南	小野公稔	小野建設(株)	〃	〃	甲斐崇之	(株)矢野興業
〃	〃	原暁人	原建設(株)	理事計 22名			
〃	串間	河野義範	松浦建設(株)	〇常任理事：各地区青年部 部長 〇理事：各地区青年部 正・副部長 〇相談役：青年部連合会 前部長			
〃	〃	畑山幸希	(有)大成建設				
〃	都城	山本栄二	(株)マルシン工業				
〃	〃	堀之内秀一郎	大淀開発(株)				

5. 平成26年度優秀施工者宮崎県知事表彰 県知事から表彰される

去る6月4日（水）、「県庁知事室」において技術・技能が優秀な者を表彰する『平成26年度優秀施工者県知事表彰』が行われ、宮崎県建設業協会会員4名（本会推薦4名、県建産連推薦1名）に対して、河野俊嗣知事より表彰状並びに記念品が贈呈された。

表彰式では、知事より、「長年にわたる知識や技術の蓄積により、県内建設現場や地域振興に多大な貢献をいただいていることに対し、心より敬意を表する。建設産業は後継者の人材確保が大きな課題であるが、次代を担う若い世代に皆様の経験や技術を伝え、宮崎の技術をこれからも守って欲しい」と祝辞を述べた。

「優秀施工者宮崎県知事表彰」は、建設現場に直接従事する者のうち、技術、技能、人格等に優れた人を対象に、その社会的評価、地位の向上を図るとともに、建設業のイメージアップ、若年者の入職促進等建設業の構造改善に寄与することを目的として、平成5年から表彰を実施しているものである。

受賞者（敬称略）は下記のとおりである。



26年度優秀施工者宮崎県知事表彰受賞者
(左から井上氏、岡田氏、河野県知事、
永久井氏、橋口氏、丸山氏)

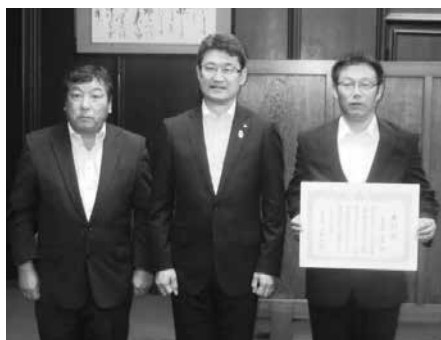
氏 名	会 社 名
丸山 治彦	(株) 伸 東 建 設
井上 賢一	大 淀 開 発 (株)
永久井文男	(株) 丸山工務店
橋口 学	(株) 河 北
岡田 忠幸	(有) 西田工務店



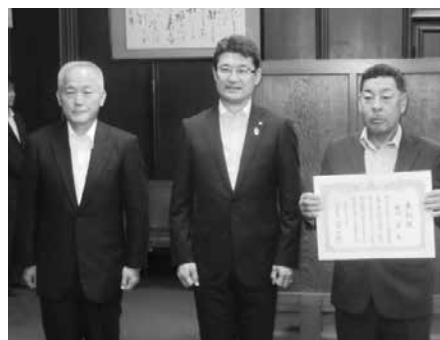
丸山 治彦氏



井上 賢一氏



永久井 文男氏



橋口 学氏



岡田 忠幸氏

6. 串間市建設業協会の活動報告

平成 26 年度「串間土木事務所と串間市建設業協会との意見交換会」を開催

平成26年6月3日（火）午後3時から、串間土木事務所と串間市建設業協会との意見交換会が、串間市建設会館において開催された。

出席者及び意見交換会内容は下記のとおりである。

◇ 串間土木事務所

巢山藤明所長、津曲雄二総務課長、
西田員敏工務課長外関係職員2名計5名

◇ 串間市建設業協会

谷口光秀会長含む役員8名、谷口大海青年部長含む
役員6名、谷口直美女性部長含む5名計19名



○ 意見交換会内容

1 《地域維持型契約について土木事務所からの説明》

平成27年度から試行予定の「地域維持型契約」について、土木事務所からの説明を受けた。

2 《意見交換（フリーストーキング）》

串間土木事務所管内における、「地域維持型契約」の課題や今後の進め方について、意見交換を行った。

平成 26 年度「串間市建設業協会女性部通常総会」を開催

平成26年6月18日（水）午前10時から、串間土木事務所長を講師に迎え、串間市建設業協会女性部通常総会が開催された。

○ 講話 巢山藤明 串間土木事務所長

- ・平成26年度の主要事業について
- ・安全管理について
- ・地域維持型契約について

○ 審議議案

- ・平成25年度活動経過報告及び収支決算報告について
- ・平成26年度活動計画及び収支予算について
- ・任期満了に伴う役員改選について



7. 県施設の指定管理者募集のお知らせ

県では、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、県が設置した「公の施設」の一部に指定管理者制度を導入し、県が指定した管理者（指定管理者）に管理業務をお願いしています。

現在、今年度末に指定期間が満了となる下記の施設について、平成27年度からの指定管理者を募集しています。法人その他の団体であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

募集期間等の詳細については、県ホームページをご覧ください。
各施設所管課までお問い合わせください。

宮崎県 指定管理者

検 索

募集 番号	施 設 名	指定 期間	問合せ先	
			所管課	電話番号 (0985)
1	宮崎県男女共同参画センター	3年	生活・協働・ 男女参画課	26ー 7040
2	宮崎県東京学生寮	3年	総務課	26ー 7290
3	宮崎県福祉総合センター	3年	福祉保健課	26ー 7075
	県立母子福祉センター			
4	県立視覚障害者センター	3年	障害福祉課	32ー 4468
5	県立聴覚障害者センター	3年		
6	宮崎県林業技術センター (研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ)	3年	森林経営課	26ー 7154
7	宮崎県川南遊学の森	3年	環境森林課 みやざきの森林づく り推進室	26ー 7153
8	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森	3年		26ー 7160
	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森			
9	農業大学校農業総合研修センター ※平成27年度から新規	3年	地域農業推進課	26ー 7126
	農業科学公園 ※平成27年度から新規			
10	宮崎県建設技術センター	3年	管理課	26ー 7175
11	県立青島亜熱帯植物園	3年	都市計画課	26ー 7191
	宮崎県総合運動公園			
12	県立平和台公園	3年		
	宮崎県総合文化公園			
13	特別史跡公園西都原古墳群	3年		
14	県営住宅（宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋土木事 務所管内 89団地）	3年	建築住宅課	26ー 7196
15	宮崎県体育館	5年	スポーツ振興課	26ー 7247
	宮崎県ライフル射撃競技場			
	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）			

【指定管理者制度全般について】 県行政経営課 0985-32-4473

8. 協会からのお知らせ①（社会保険未加入対策について）

基本問題小委員会における提言（社会保険未加入対策関係） 国土交通省

1. これまでの中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会における提言

- ①行政・元請企業による加入指導、法定福利費確保に向けた取組等の総合的な対策を推進すべき
- ②平成29年度を目途に、事業者単位では**許可業者の100%**、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入を目指すべき

2. 総合的対策の推進

国土交通省においては、平成29年度を目途に目標を達成するため、これまでに以下のような総合的対策を推進

- ①行政・元請企業・下請企業等の関係者が一体となった推進体制（社会保険未加入対策推進協議会）の整備
- ②建設業法施行規則等関係法令の改正（平成24年5月公布）
 - ・建設業の許可申請書類、施工体制台帳の記載事項等への記載事項追加、経営事項審査における社会保険未加入業者への減点措置の厳格化
- ③社会保険加入状況の把握、確認・指導等
 - ・公共工事労務費調査を活用した加入状況の把握・公表
 - ・建設業担当部局における建設業許可・更新、経営事項審査、立入検査時の加入状況の確認・指導、保険担当部局への通報
- ④建設企業における取組の推進
 - ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の策定（これを踏まえ、元請企業が下請企業の保険加入状況を把握、加入指導）
 - ・社会保険加入促進のためのポスター・リーフレットの作成・配布等による周知・啓発
- ⑤法定福利費の確保
 - ・公共工事設計労務単価の改訂等により必要な法定福利費（事業主負担分・本人負担分）の額を公共工事の予定価格に反映
 - ・各専門工事業団体による法定福利費が内訳明示された標準見積書の作成、活用（平成25年9月から一斉に活用開始）

3. 今後取り組むべき対策の方向

現 状

- ①社会保険等への加入状況：**企業別87%、労働者別58%**（平成24年度公共工事労務費調査、3保険への加入率）
- ②東日本大震災からの復旧・復興等による**建設投資の回復**
- ③**国民負担**による必要な法定福利費額の公共工事の**予定価格への反映**

今こそ更に取組を加速化する必要性

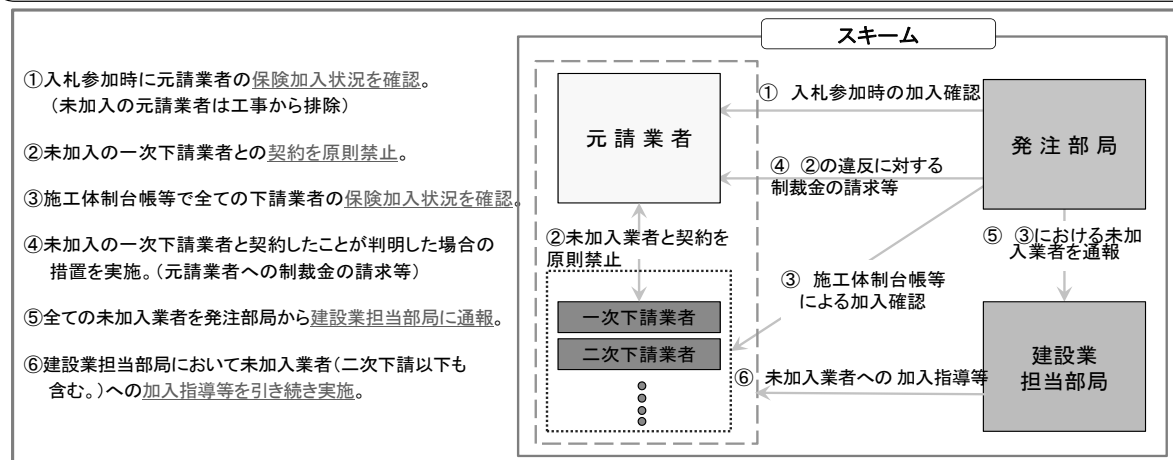
今後の対策の方向性

これまで講じてきた総合的対策の推進に加え、

- 公共工事の施工に関し、社会保険未加入業者に対する厳正かつ適切な指導監督を強化するとともに
- 公共工事において元請業者・一次下請業者から社会保険未加入業者を排除

国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策 国土交通省

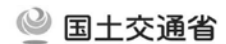
- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・社会保険等未加入建設業者に対する**指導監督を強化**する。
 - ・**元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定**する。
- （※）建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

- 上記内容につき、平成26年5月16日付けで地方整備局等宛に通知を発出。また、同日付けで、地方公共団体に対し、当該通知を参考送付し、同様の取組の検討を促した。

社会保険未加入対策の強化（案）



問1 「一定規模以上の工事」とは、どの程度の工事か。

→現行建設業法上、施工体制台帳作成義務の対象となる工事
（工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3000万円（工事が建築一式工事の場合は4500万円）以上になる工事）

問2 どのような場合でも、元請と未加入の一次下請業者との契約が禁止されるのか。

→当該未加入業者と一次下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる等の特別の事情が存在する場合は、下請の工期内で発注者が指定する期間内に当該未加入業者が社会保険に加入することを条件として、例外的に認められる。

問3 元請業者にはどのようなペナルティーが課せられるのか。

→・請負代金額の減額（元請と未加入の一次下請業者との契約額の10%）
・指名停止
・工事成績評点の減点
（ただし、問2の「特別の事情」が存在する場合には、当該未加入業者が一定期間内に社会保険に加入しない場合に限る。）

問4 二次下請以下の未加入業者はどのように扱われるのか。

→建設業担当部局に未加入の事実が通報され、個別に保険加入指導が行われることとなる。

問5 社会保険の適用除外となる建設業者まで排除されてしまうのか。

→個人事業主・一人親方等の社会保険の適用除外となる業者は、そもそも社会保険の加入義務がないことから、排除されません（※詳細な要件はねんきん事務所等にお問い合わせください。）。

※上記は現時点での案であり、制度の詳細については、引き続き検討を行う。

9. 協会からのお知らせ②（土木工事積算基準の改定について）

平成26年度 土木工事積算基準 改定概要（4月1日適用） 国土交通省

■主な改定のポイント

施工実態を反映し、土木工事積算基準を次の通り、改定を行う。

- ①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し
- ②間接工事費率（共通仮設費率、現場管理費率）の見直し（施工箇所点在小規模施工に対応）
- ③工事一時中止に伴う費用の算定方法を見直し
- ④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

①維持修繕工事等の標準歩掛等の新設・見直し

- ・橋梁補修関係の3工種の歩掛を新設（断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工）
- ・切削バーレー工、堤防除草工、道路除草工の歩掛見直し
- ・全面改定15工種、一部改定22工種
- ・建設機械等損料の改定



②間接工事費率の見直し

- ・間接工事費を算定する、工事箇所の単位を直径5kmから1km程度に見直し
- ・小規模施工の実態に合わせるため、より小規模の工事の間接工事費率を設定

共通仮設費率(0.5km)	800万円	16.8%
見直し		
改定率式対象額下限	200万円	28.49%

③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し

- ・工事一時中止に伴い増加する費用の算定に用いる経費率を現行の率から20%割増し
- ・新たに基本計上費用を計上（土木一般世話役×中止日数）

④東日本大震災被災3県専用の積算基準の一部見直し

- ・土工【3工種】
ダンプトラック不足等→日当り作業量低減を10%から20%に見直し
- ・コンクリート工【29工種】
セメント供給不足等→日当り作業量低減10%を継続
- ・建設機械等損料の維持修理費率を5%割増し

10. 協会からのお知らせ③（九地整入札契約手続きの見直しについて）

国土交通省 九州地方整備局の入札契約手続きの見直しの実施方針について

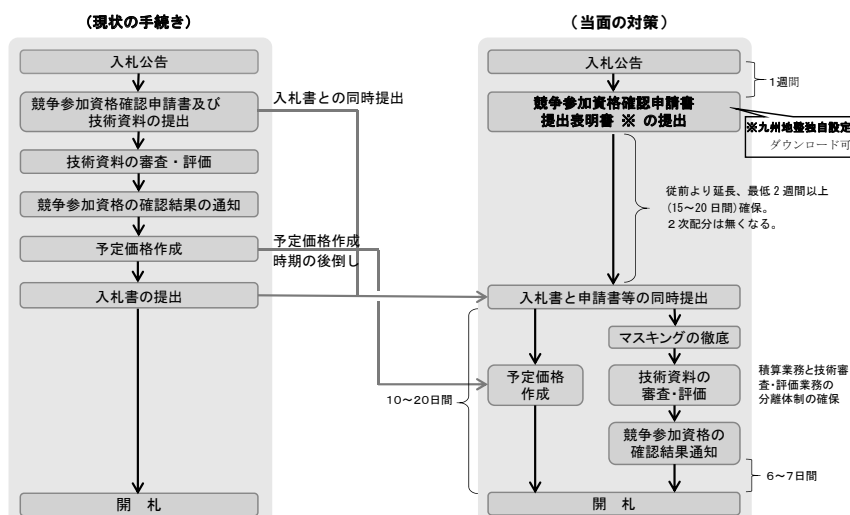
平成24年10月、公正取引委員会は、高知県内の入札談合事案に関して事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行うとともに、国土交通省に対し、入札談合関与行為等防止法に基づく改善措置要求を行った。

国土交通省では、当面の再発防止対策を取りまとめ、入札契約手続きに関しては、

- (1) 技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2) 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など不正が発生しにくい制度への見直しを検討

【実施方針】

- ◆分任官発注で施工能力評価型を適用する一般土木工事のうち予定価格が6千万円以上3億円未満の工事において、当面の再発防止対策を踏まえた手続きフローにより実施する。
- ◆平成26年4月1日以降に入札手続きを開始する工事（平成26年度通常工事）から適用する。（平成25年度補正工事は対象外）
- ◆今後、工種、ランクの拡大を進める。



雇用改善コーナー

中小企業事業主団体の皆さまへ

1. 「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内

～ 事業主団体傘下の中小企業事業主が、年次有給休暇の取得促進、所定外労働時間の削減、その他労働時間等の設定の改善※1などに意欲的に取り組む場合に団体への支援を行います ～



「若い人材、有能な人材が集まらない」
「雇った人がすぐ辞めてしまう」
「活力ある職場にしたい」

事業主のこのような悩み、もしかしたら、社員の仕事と生活のバランスが崩れているのかもしれない。

働きやすい職場づくり、みんなで、はじめてみませんか？

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象団体

傘下の事業主全体の2分の1以上が中小企業であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体

助成内容

1. 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、「労働時間等見直しガイドライン」※2に定められた、時間等の設定の改善のための取り組み事項について、傘下の事業主における取り組みを推進するために団体が行う、次のアからキの事業です。

☆ア	方針策定等の事業
☆イ	好事例の収集、普及啓発の事業
ウ	セミナーの開催の事業
☆エ	巡回指導等の事業
オ	重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業
カ	労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
キ	その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業
	◆事業を円滑に実施するための中心的な役割を担う「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。



☆・・・必須の事業

※2 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）とは、事業主などが労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです。



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

2. 取り組み事項と成果目標

団体は、傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち2つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて事業を実施します。

(1) 必須の取り組み事項

ア	実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など)
イ	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
ウ	所定外労働時間の削減

○ 成果目標(2つ)の設定

成果目標	●傘下の事業主の労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加させる ●傘下の事業主の労働者1人当たりの月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減させる
------	---

(2) 任意の取り組み事項

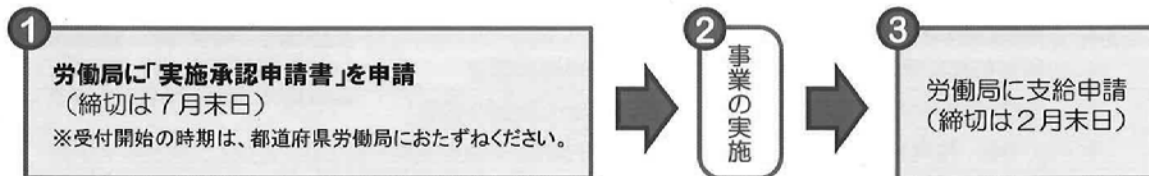
ア	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定
イ	労働時間の管理の適正化
ウ	ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用
エ	特に配慮を必要とする労働者についての取り組み ・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についての取り組み ・子の養育または家族の介護を行う労働者についての取り組み ・妊娠中及び出産後の女性労働者についての取り組み ・単身赴任者についての取り組み ・自発的な職業能力開発を図る労働者についての取り組み ・地域活動等を行う労働者についての取り組み ・その他特に配慮を必要とする労働者についての取り組み



3. 支給額 ～事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します

対象経費	助成額	成果目標の達成状況	補助率
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額 (上限400万円) ×補助率	2つともに達成	3/3
		どちらか一方を達成	2/3
		どちらも未達成	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H26.4)

中小企業事業主の皆さまへ

2.

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善・改善基盤整備コース)

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、
利用しやすくなりました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください

- | | | | |
|---|---|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理担当者に対する研修 ○ 労働者に対する研修、周知・啓発 ○ 外部専門家によるコンサルティング
(社会保険労務士、中小企業診断士など) ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
(計画的付与制度の導入など) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 労務管理用ソフトウェア ○ 労務管理用機器(※1) ○ デジタル式運行記録計(デジタコ) ○ テレワーク用通信機器(※1) ○ 労働能率の増進に資する設備・機器等(拡充)
(小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)(※2) | } | などの
導入・更新 |
|---|---|---|--------------|
- (※1) パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。
(※2) 裏面5の要件を満たした場合のみ、支給対象となります。

2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を1日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を1時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる



厚生労働省・都道府県労働局

雇用改善

3. 成果目標等の評価期間 ～評価期間が6か月から3か月に短縮されました

2の成果目標及び5の要件の実績評価期間は、事業実施期間中（平成27年1月末日まで）の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額 ～1の取組の実施に要した経費の一部を、2の目標達成状況に応じて支給します

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

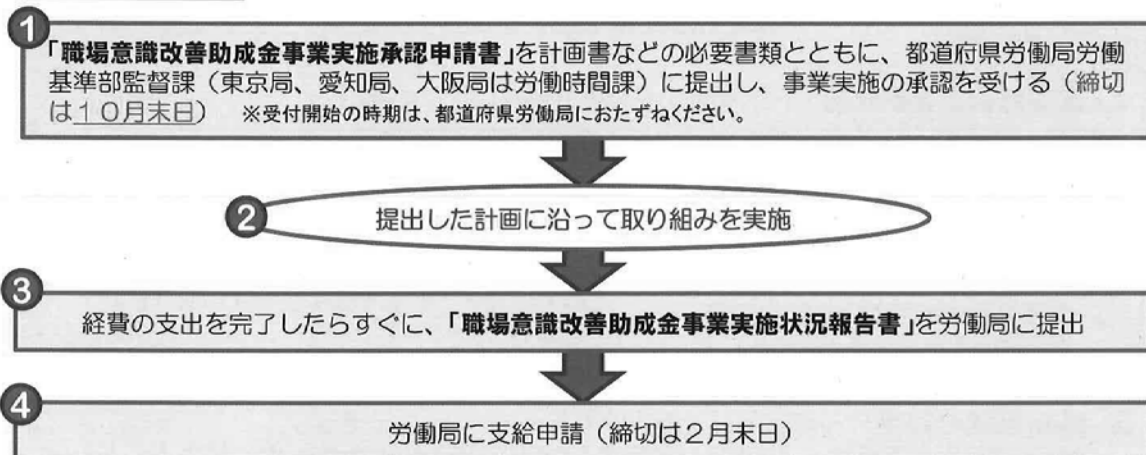
成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	80万円	66万円	53万円

5. 労働能率の増進に資する機器等に係る支給要件

※ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組は、以下の全ての要件を満たさなかった場合、支給されません。

目的	要件	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が4日未満の場合は、年休取得日数を年休付与日数まで増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる	所定外労働時間数が5時間未満の場合は、所定外労働時間数を0まで削減させる

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

(H26.4)

事業協同組合

地域建設業経営強化融資制度について

(平成26年4月1日より実施期間、助成金利が変わります。)

1. 制度概要

- ・工事未完成部分を含む債権譲渡契約（国から1.1%を上限に貸付金利の助成）。
- ・新制度において工事未完成部分は、保証事業会社が債務保証を行う。

2. 制度実施期間

- ・平成27年3月末までの時限措置として実施。

3. 対象となる建設企業

- ・公共工事を受注・施工している中小・中堅建設企業

4. 対象となる工事

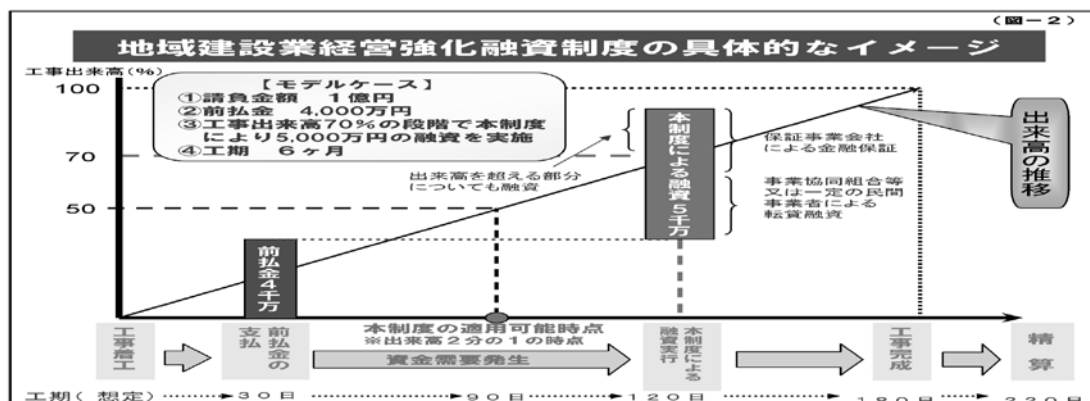
- ・国、地方公共団体等の発注する工事を対象。
※ただし、低入札価格調査の対象となった者と契約した工事は対象外とする。
- ・当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと発注者が認めた日以降。
- ・保証事業会社による金融保証（出来高を超える部分、未完成部分）を受ける時は、前払金の支払を受けた工事対象。（金融保証（出来高を超える部分）を受けとらない時は、前払金を受け取らなくても可）

5. 事務手続き等

- ・窓口……………宮崎県建設事業協同組合
- ・貸付金利……………2.2% ～ 2.85%（※未完成部分は別途金利必要）
- ・事務手数料……………0.07% ～ 0.15%（※未完成部分は別途手数料必要）
- ・契約書類……………地域建設業経営強化融資専用債権譲渡契約用紙

事務の流れ（注意 手続き申請には、余裕をもっておこなってください）

- ① 地域建設業経営強化融資用契約用紙（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚）に必要事項を書き込み、合計2枚を組合へ送付。
（注意 書き込み時には、印鑑押印、印紙貼り付けはしないでください。）
- ② 組合にて内容確認後、組合印鑑を押印し、合計6枚を返送。
（債権譲渡契約証書3枚、債権譲渡契約依頼書3枚、発注者控1枚毎、組合控1枚毎、企業控1枚毎）
- ③ 返送された書類に、印鑑を押印、印紙を貼り付け。
- ④ 発注者へ申請。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書3枚を提出）
- ⑤ 借入時に組合へ提出。（債権譲渡契約証書1枚、債権譲渡契約依頼書1枚を提出）
（注意 融資申込み時の借入申込書等の書類は現状書式）



組合

地域建設業強化融資制度に係る融資額と工事残代金の精算(モデルケース)

【前提条件】 ①請負金額1億円 ②前払金4,000万円 ③工事出来高70% ④契約保証金1,000万円
⑤債権譲渡額6,000万円

●融資可能額の計算例

※一般的な計算例であり、実際の算定方法は組合等によって異なります。

●事業協同組合等による転貸融資額

①請負金額×③出来高-②前払金-④契約保証金

融資金額 1,800万円 (1億円×70%-4,000万円-1,000万円)×90%(掛け目)

●保証事業会社の金融保証による融資額(最大限に融資を受けた場合)

①請負金額-②前払金-④契約保証金-事業協同組合等による融資金額

融資金額 3,200万円 (1億円-4,000万円-1,000万円-1,800万円)

※
最大融資
可能額

5,000万円

●工事完成の場合の工事残代金の精算

A 工事残代金額 6,000万円(1億円-4,000万円)

B 違約金充当額 0円

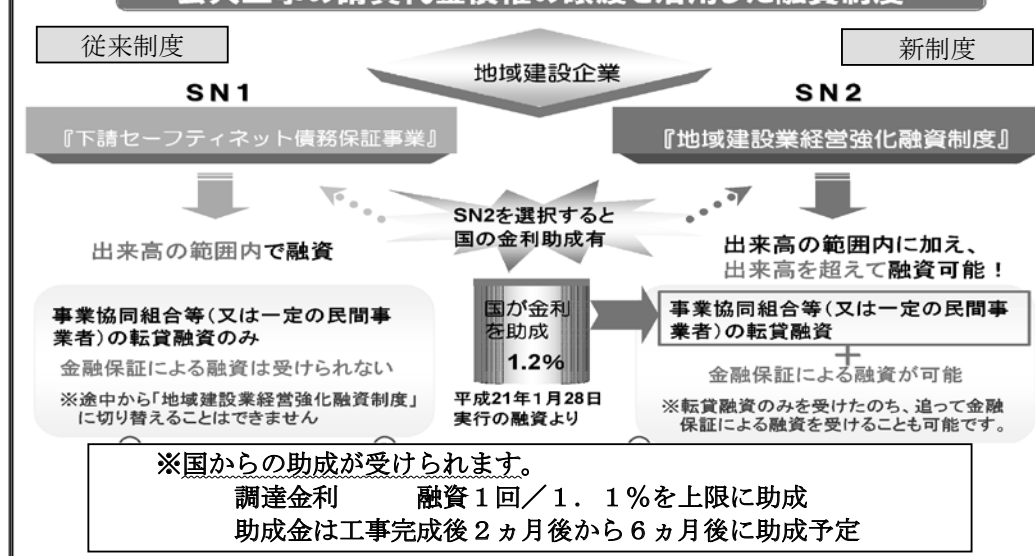
- ①発注者による協同組合等への支払金額 6,000万円(A-B)
- ②事業協同組合等による組合融資への充当額 1,800万円
- ③事業協同組合等による保証会社への支払額 4,200万円(①-②)
- ④保証事業会社による銀行への返済額 3,200万円
- ⑤保証事業会社から建設企業への支払金額 1,000万円

注1:実際の融資額は、工事の出来高、保証会社の審査、融資を行う金融機関の対応等により異なります。

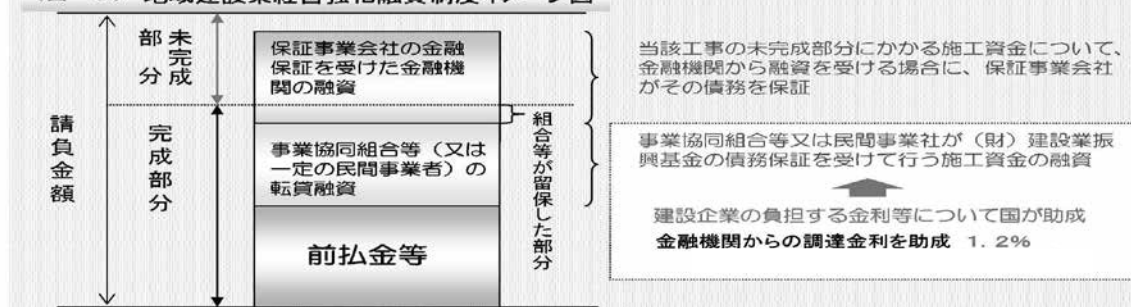
注2:融資にあたっては金融機関に支払う借入金利のほか、事業協同組合等や保証事業会社に支払う保証料等が必要になります。

注3:保証事業会社の保証料は日歩3厘(年利換算1.095%)となります。

公共工事の請負代金債権の譲渡を活用した融資制度



(図-3) 地域建設業経営強化融資制度イメージ図



※ 平成26年3月末までは、助成金利1.2%適用

技士会

1. 「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせ

平成26年度の7月以降の講習は、下記のとおり、2回計画しております。講習の有効期間は講習修了日から5年となっております。有効期間を勘案して、都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
平成26年 8月4日（月）	宮崎県建設会館
平成26年11月14日（金）	宮崎県建設会館

※ お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会（TEL 0985-31-4696）

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者として公共工事に携わる方は、現行の建設業法では監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が必要です。

2. 平成26年度 土木施工管理技術検定試験 1 級実地試験受験準備講習会の開催ご案内

7月6日に実施された1級土木施工管理技術検定試験の学科試験の結果は如何だったでしょうか。実地試験日は、10月5日（日）となつていまして、受験準備を急ぎましょう。

実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。昨年、学科試験のみに合格されている方も今年の実地試験を受験する資格があります。

1 級 実地講習 （2日間を2回開催）	
日 程	平成 26 年 9 月 3 日（水）～ 4 日（木）
	平成 26 年 9 月 10 日（水）～ 11 日（木）
受講料	会員：25,000 円・非会員：29,000 円（テキスト代は別）
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橋通東2丁目9番19号）
お問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985 - 31 - 4696）

3. 「JCM特別セミナー」の開催について（ご案内） （C P D S 認定講習 7 ユニット）

今年も「JCM特別セミナー」を開催します。講師は、ハタコンサルタント(株)の降旗 達生氏で、今回のテーマは「原価低減実践セミナー」で少人数による演習形式となっております。申込みは全国技士会連合会(JCM)のホームページのJCMセミナー（演習タイプの講習会）から行うことができます。

研修名 「原価低減実践セミナー」

内 容

- 1 原価低減 5 つのポイント
- 2 ポイント 1：旗を立てよ（原価低減目標の設定）
- 3 ポイント 2：行き方を変えよ（V E 手法の活用）
- 4 ポイント 3：ムダを省け（施工ロスの削減）
- 5 ポイント 4：マイルストーンで改善せよ（原価中間チェック手法）
- 6 ポイント 5：来た道を振り返れ（原価データの整理と活用）

日 時 平成26年10月28日（火） 9：30 ～ 17：00

場 所 宮崎県建設会館

参加費 会員 5,000円 非会員 20,000円

定 員 48名

申込み 全国土木施工管理技士会連合会ホームページから

4. 平成26年度第 1 回技術委員会について

平成26年度第 1 回技術委員会を、平成26年6月25日、宮崎県建設会館5階会議室で開催しました。会長および技術委員が出席し、おやじの日のイベント開催や本年度のテーマの設定及び本年度開催の研修などについて検討されました。

おやじの日は、九州整備局などが推進しているもので、発注者や受注者等の家族への現場研修を行い働く父親の魅力を紹介するイベントです。このイベントを延岡地区、宮崎地区で開催することとしました。

また、工事書類の簡素化など発注者との意見交換会や質疑応答集の改正、出前講座の開催などを本年度のテーマにすることが決まりました。

建退共

1. 建退共制度のご案内

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、国が「中小企業退職金共済法」に基づき作った、いわば“建設業界全体の退職金制度”です。

昭和39年10月に創設されたこの制度は、今年で50年を迎えました。

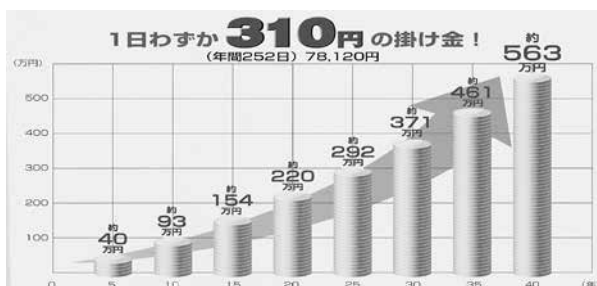
“建設人を支えて50年 未来へ”

国の制度 **5** つの特長

- 1** 国の制度なので安全確実かつ簡単
- 2** 退職金は企業間を通算して計算
- 3** 国が掛金の一部を補助
- 4** 掛金は損金扱い
- 5** 運営費は国が補助

掛金納付年数（月額） 退職金額（単位:円）

2年（24月）	156,240
5年（60月）	408,177
10年（120月）	936,789
15年（180月）	1,548,078
20年（240月）	2,205,588
25年（300月）	2,927,547
30年（360月）	3,717,861
35年（420月）	4,610,382
37年（444月）	4,999,680
40年（480月）	5,633,754



●お問い合わせは

〒880-0805

宮崎市橋通東2-9-19 宮崎県建設会館3F
県退共宮崎県支部

TEL.0985-20-8867 FAX.0985-20-8889

2. 共済契約申込書の様式が改定されました

建退共本部では、「反社会的勢力の排除」を目的に、共済契約の約款を改正し、7月1日から新たに共済契約を申し込む事業所に対して、「反社会的勢力を排除する条項」への同意を求めることになりました。

3. 地区別の事務担当者研修会を開催します

建退共の各種手続きなどを説明する研修会を開催します。建設業福祉共済団による建設共済保険の説明、各種用紙の配布を行いますので、是非ご参加ください。

※ 8月に、都城地区（8/6）、日向地区（8/20）で開催予定
（契約事業所へは、ハガキで直接ご案内します）



4. 建退共宮崎県支部取扱状況（5月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 者 数 契約者数	被共済者数
4月末計	社 2,851	名 48,308
加 入	4	149
脱 退	2	176
5月末計	2,853	48,281

区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (4月の状況)
前年度まで の 累 計	冊 408,692	件 46,358	千円 28,007,936	千円 113,180,330
当 月 分	806	151	121,468	41,811
26 年度分	1,676	222	187,345	41,811
累 計	410,368	46,580	28,195,281	113,222,141

厚生年金基金

事業概況（5月分）

1. 適 用

(平成26年4月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
299	3,366	514	3,880

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成26年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	14	3,645,000	28	7,980,300
	失 権 者	12	1,569,800	17	2,372,700
選択一時金		119	66,973,300	283	164,369,400
脱退一時金 (企業年金連合会移換を含む)		20	3,444,700	23	3,717,600
遺族一時金		0	0	0	0

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
6,022	1,298,636,400	5,929	1,245,367,800	30	17,673,600	65	35,595,000

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	16,577,468,485 円
----------	------------------

建災防

1. 宮崎県における労働災害の現状について

〔平成25年の状況〕

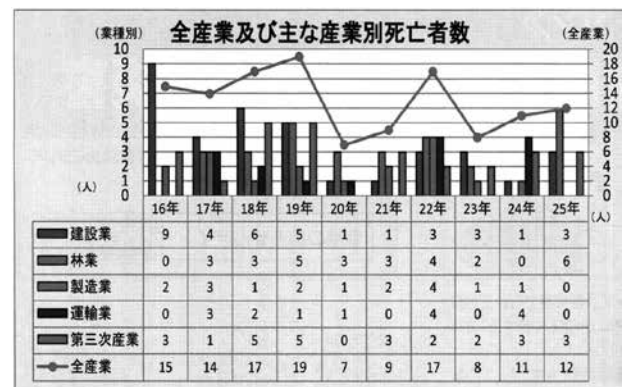
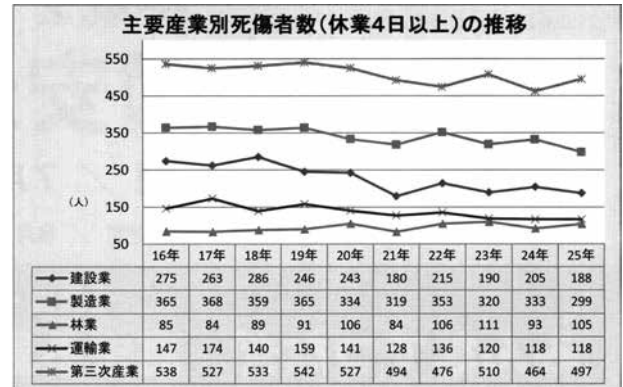
平成25年に、県内で発生した休業4日以上之死傷災害は、全産業で1,287件発生し、前年より13件減少しました。その内、建設業の災害は188件で前年より17件減少しました。

また、死亡災害は、全産業で12件発生し、(前年より1件増加)、建設業では3件発生(前年より2件増加)しました。

〔過去10年間の死亡災害の発生状況〕

平成16年から平成25年に、県内では全産業で129件の死亡災害が発生し、その内、36件が建設業で発生しています。(全産業の約28%)

発生原因は、「重機災害」、「墜落・転落」、「崩壊・倒壊」の順になっています。



平成25年死亡災害の発生状況

番号	業種	年齢	災害発生状況
1	土木工事業	50代	災害復旧工事現場において、法面モルタル吹付作業に使用したミキサー（セメントと砂を混合する機械）の清掃作業を被災者その他の労働者1名で行っていた。被災者が、ミキサーの側面ドアを開け、ミキサー内側に付着したセメントをハンマーで叩いて落としていたところ、回転していた攪拌用の羽根に左手から頭部にかけて巻き込まれた。
2	林業	60代	機械集材装置による伐倒木の集材作業中、先山で伐倒木の荷掛け作業を一人で行っていた被災者から吊り上げの合図がないことを不審に思い、駆けつけたところ、斜面中腹で被災者が倒れていた。
3	卸売業	20代	顧客に食材をトラックで配送する業務に従事していた被災者が、自宅において、過重労働により急性心筋梗塞を発症し、死亡した。
4	林業	50代	機械集材現場の先山で荷掛け作業を行っていた被災者から合図がなくなったため、同僚が先山に行ってみたところ、被災者の言動に異変があったことから医療機関へ搬送した。その後、入院加療中であったが、2週間後に死亡した。本件は、労災請求に基づき調査した結果、業務上災害として決定された。
5	林業	50代	保育間伐事業現場において、被災者の姿が見えないので捜索したところ、被災者が伐倒した杉（樹齢40年、樹高21m、伐根直径28cm）の下敷きになっていた。
6	その他の事業	60代	午前1時55分頃、国道10号で信号停車中の軽自動車大型トラックに追突され、その衝撃で軽自動車は前方に停車していた大型トラックに衝突し、軽乗用車の運転手が死亡した。
7	林業	60代	積載型トラッククレーンの荷台に積み終わった玉切材(丸太)をワイヤロープで固定するため、被災者が積み上げた玉切材の上に乗ったところ、2.6m下の地面に墜落した。
8	卸売業	60代	プラスチック屑が入ったフレコンバックを積載型トラッククレーンで吊り上げ、荷台に積み込む作業中、被災者が当該クレーンの荷台に積み込んだフレコンバックの荷外し作業を行っていたところ、荷台又はフレコンバック上からコンクリート床に墜落した。
9	林業	50代	被災者がチェーンソーで杉の伐倒作業を行っていたところ、杉の上方にあった岩が剥がれ、被災者の後頭部に落下した。被災者は倒れて、自分のチェーンソーで上半身を切傷し死亡した。
10	林業	50代	積載型トラッククレーンの荷台に積み終わった玉切材(丸太)をワイヤロープで固定するため、被災者が積み上げた玉切材の上に乗ったところ、3m下の地面に墜落した。
11	土木工事業	60代	治山工事現場において、法面のモルタル吹付の補助作業に従事していた被災者が、親綱に取り付けていたロリッパを安全帯のD環から外し、斜面の小段を移動していたところ、約70m下に転落した。
12	土木工事業	60代	トンネル新設工事現場において、被災者が濁水処理設備に設けられた昇降用階段を解体中、階段とともに4.5m下に墜落した。

2. 創立50周年記念 全国建設業労働災害防止大会について

建設業労働災害防止協会（略称 建災防）は、昭和39年に創立され、本年50周年を迎えます。毎年、開催されている標記の全国大会が、本年度は「創立50周年記念大会」として、9月24日（水）、25日（木）に東京で開催されます。多くの会員事業場に参加いただいて、安全意識の向上と安全衛生管理ノウハウの共有を図る機会にさせていただきようご案内いたします。

なお、大会参加券（7,500円）の購入につきましては、8月20日までに当支部に申込みいただくようお願いいたします。



総合集会(初日)

▶13時15分～16時30分(開場10時30分)

東京国際フォーラム(ホールA)

- 安全衛生功労者の表彰・顕彰
- 安全の誓い
- 厚生労働省講演
- 講演
- アトラクション



総合集会講演 ホールA

世界の中の日本

作家
そのあやこ
曾野綾子

専門部会(2日目)

▶9時00分～16時00分(開場8時45分)

東京国際フォーラム(ホールC,B7①,B7②,B5)

- 建築・コスモス部会(講演会場) ホールC
- 土木・コスモス部会 ホールB7①
- 安全衛生教育部会 ホールB7②
- 住宅部会 ホールB5

東京国際フォーラム(ホールB7)

- 安全衛生相談コーナー



専門部会講演 ホールC

環境安全
マネジメントと
地域防災

名古屋大学大学院環境学研究科教授
名古屋大学防災連携研究センター長
ふくわのぶお
福和伸夫

同時開催

東京国際フォーラム(展示ホール(1))

- 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会
- 建災防図書等販売コーナー



会場: 東京国際フォーラム

安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会等も 両日 開催

参加費: 7,500円(1名) 申込先: 最寄りの建災防都道府県支部(本部)

問い合わせ先: 建設業労働災害防止協会 業務部広報課 TEL:03-3453-8201 FAX:03-3456-2458 URL: <http://www.kensaibou.or.jp/>



3. 建災防からの安全メッセージ⑦



「周辺事故」に注意！

現場管理者なら、誰でも現場で災害が発生しないよう目をかけているものですが、その目は本体工事の安全対策を中心に向かいがちです。

しかし、現場では、**本体工事以外の作業**などでも数多くの災害（「**周辺事故**」）が発生しています。

県内で発生した「**周辺事故**」の災害事例をいくつかあげますと、

◎擁壁の築造現場で、現場の近くの畑に切り取った土砂の仮置き場が設けてあり、そこでトラクターショベルにより地均（なら）し作業を行っていたところ、運転を誤ってトラクターショベルが農道の路肩から転落し、運転者がその下敷きになり死亡した。

◎砂防ダムの築造現場で、その準備作業としてチェーンソーで付近の雑木を伐採していたところ、伐採した木が倒れた際に、作業員の方に跳ね返って当たり死亡した。

◎ずい道現場で、抗口の扉の溶接作業を行っていたところ、その火花が抗口付近の側壁に張ってあったウレタン製のマットに飛び移ったため火災が発生し、切羽付近にいた作業員が煙に巻かれて被災した。

また、極端な事例では、

◎現場に設置してあった仮設トイレが突風により倒れ、中で用をたしていた作業員がトイレと一緒に転倒し腕を骨折した。

このような**本体工事以外で発生する「周辺事故」**でも、現場で起きれば**1件は1件**としてカウントされます。

現場管理者は、本体工事の安全管理だけでなく、周辺事故対策にも十分に目配りすることが必要です。

安全衛生管理・労務管理に関する相談・問い合わせは下記までどうぞ

建災防 宮崎県支部 TEL 0985 (20) 8610

当支部では、会員事業場からの安全衛生管理（労働安全衛生法など）、労務管理（労働基準法・労働契約法など）に関する相談・問い合わせを受け付けています。

相談には労働安全・衛生コンサルタント、社会保険労務士などが対応します。また、相談内容等の秘密は厳守します。

火薬協会



1. 平成25年度産業火薬類の消費中事故原因について

～公益社団法人全国火薬類保安協会平成25年度火薬類事故防止対策事業報告書から～

No.	事故の概要	推 定 原 因
1	砕石場での修正発破の際、飛石が発生し、直線距離で150 m～160 m離れた養豚業者の敷地内に飛散した。	修正発破の上部位置は、以前の発破による緩みが考えられる。 せん孔長3.5 mを上向き30度でせん孔すると上部側抵抗線長が2.0 mとなっている。装薬長は1.2 mであり、填塞長は2.3 mとなる。そこで砂込め物を確実に行えば上部側抵抗線方向の破砕が主となるところから条件が重なって吹出し飛石になったと推定される。
2	送電線鉄塔基礎構築のための深礎掘削にて、前日行った発破後の重機によるズリ出し作業の残りを手作業で行った後に、削岩機でせん孔作業を行っていたところ、前日の発破の残留薬が暴発し作業員2名が負傷した。	直接原因は、ダイナマイトの残留薬（親ダイか増ダイかは不明）に削岩機のビットが当たったことであり、その結果、摩擦・衝撃により残留薬が暴発（ノミ当て）した。 ・せん孔作業前に、残留薬の有無に対する注意を怠ったか作業員に意識がなかった。 ・せん孔作業員が指示されたせん孔位置（前回の発破孔の中間）通りにせん孔せずに、前回の発破孔に近接して行った。
3	採石場に隣接する他社工場の屋根及び資材置き場（160 m～180 m）に岩石が4個落下して屋根等を破損した。	①前日の雨により濡れた練り粉を使用したことによる孔詰まりや込め物効果の不足が直接原因で岩石の破片が吹き出したと推測される。 また、せん孔長3 mに対して、せん孔径100 mmは若干大きいように思われる。 ②他社工場等の保安物件までの距離が近いにもかかわらず、防護処置が全く行われていなかったことも間接的な原因である。
4	最後のあたり取り発破を行ったところ飛石防止の養生用ゴムマット（重さ8 kg）が飛散し、消費場所から95 m離れた河川敷に落ちた。（人的・物的損傷無）	①せん孔長が2 mに対し、ビット径が70 mmと大き過ぎるとは断定できないが、込め物効果が低下したと考えられる。 ②非常に硬い岩盤（圧縮強度1000 kg/cm ² ）に対して、発破係数が0.13 kg/m ³ と小さいため、弱装薬による鉄砲現象が発生した。 ③せん孔角度が90度の為、せん孔長、装薬長が短い。 ④養生の方法に問題がある。

2. 火薬類関連事業所に対する梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について、宮崎県消防保安課から火薬関連事業者に対し、次のとおり依頼がありましたので適切な対応をお願いします。

- (1) 豪雨などの風水害に起因した土堤等の事業所施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (2) 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能が低下若しくは喪失している場合は、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (3) 高温や多湿により、火薬の安定性が損なわれることがないよう、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
- (4) 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小すべく努めるとともに、速やかに警察署等に連絡を行うこと。

3. 火薬類取扱保安責任者試験受験準備講習会の申し込み期限について

7月28日（月）・29日（火）開催の受験準備講習会の申し込み期限が7月16日（水）必着になっていますので、希望者は期限内の申し込みをお願いします。（期限後の申し込みについては、直接保安協会に電話をして下さい。）

会 場	宮崎県建設会館 5 F		
講習時間	両日とも 9:00～16:30		
講習料	会員	14,000円	非会員 17,000円

※講習料はテキスト込の料金ですので、事前に講習テキスト【平成26年度版完全対策】を購入されている方は、3,000円を差し引いた金額になります。

4. 講習会の日程について

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜日	開催地	講習会場	講習時間
8月 7日	木	高 千 穂 町	高 千 穂 建 設 会 館	13:00～17:00
8月28日	木	日 南 市	日 南 建 設 会 館	13:00～17:00
9月18日	木	延 岡 市	延 岡 建 設 会 館	13:00～17:00
10月23日	木	日 向 市	日 向 建 設 会 館	13:00～17:00
11月 6日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	13:00～17:00
12月11日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜日	開催地	講習会場	講習時間
12月11日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00

保証会社



1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（5月分）

西日本建設業保証(株)

宮崎支店

I. 全般の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成26年度	258	▲30.3%	9,522	▲56.9%	534	▲14.1%	25,572	▲29.4%
平成25年度	370	81.4%	22,074	174.9%	622	63.3%	36,207	75.8%
平成24年度	204	24.4%	8,028	78.9%	381	▲0.3%	20,597	2.8%

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

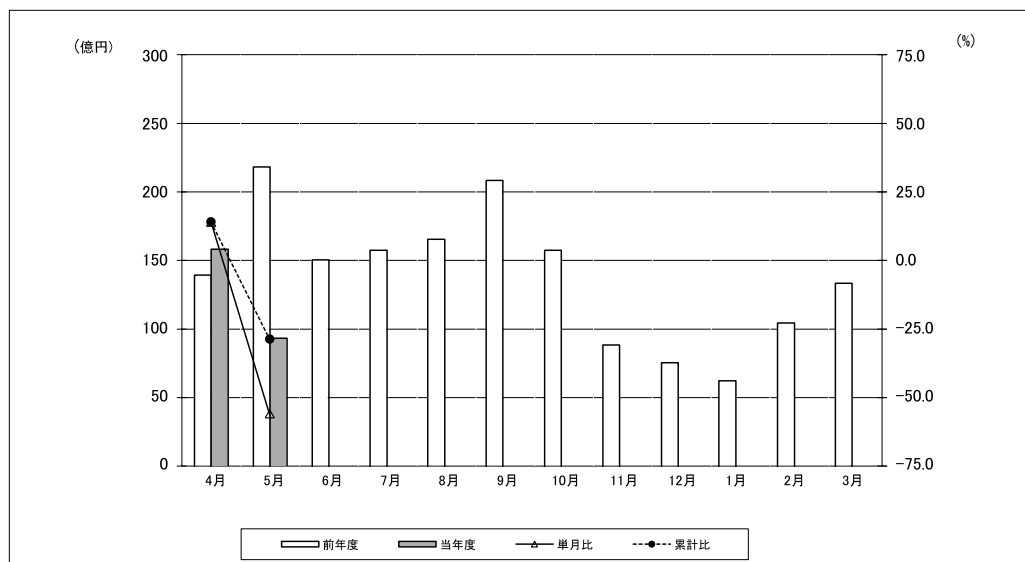
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	21	▲55.3%	3,771	▲60.1%	35	▲38.6%	4,686	▲53.3%
独立行政法人等	3	▲50.0%	258	▲75.4%	7	▲61.1%	804	▲87.4%
県	70	▲39.7%	1,036	▲56.2%	231	▲15.4%	6,639	▲24.3%
市町村	164	▲18.0%	4,455	▲49.1%	258	▲5.1%	12,577	19.1%
その他	0	—	0	—	3	50.0%	864	83.7%
計	258	▲30.3%	9,522	▲56.9%	534	▲14.1%	25,572	▲29.4%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	38	▲34.5%	1,157	▲56.9%	90	▲16.7%	2,675	▲56.9%
高 岡	21	5.0%	296	▲65.6%	27	▲15.6%	429	▲58.7%
西 都	9	12.5%	806	581.9%	34	36.0%	2,552	80.9%
高 鍋	14	▲22.2%	1,220	186.5%	28	▲26.3%	2,006	2.7%
日 南	11	▲47.6%	719	▲74.4%	24	▲25.0%	962	▲70.1%
串 間	8	▲33.3%	233	▲36.4%	16	▲44.8%	402	▲45.8%
都 城	41	▲21.2%	1,065	▲83.1%	70	▲16.7%	4,901	▲28.6%
小 林	40	▲21.6%	1,088	▲28.3%	66	▲2.9%	1,566	▲19.7%
日 向	41	▲36.9%	584	▲74.4%	91	▲12.5%	1,886	▲73.0%
延 岡	25	▲40.5%	2,202	▲45.5%	56	▲11.1%	6,411	28.0%
西臼杵	10	▲56.5%	147	▲77.9%	32	▲17.9%	1,778	113.3%
計	258	▲30.3%	9,522	▲56.9%	534	▲14.1%	25,572	▲29.4%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

中間前払金制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

■ 制度採用発注者

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、国富町、綾町、木城町、川南町、都農町、門川町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、西米良村、国土交通省、農林水産省など。

■ 請求可能時期

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

■ 中間前払のメリット

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

■ 保証申込時に必要な書類

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成26年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成26年5月末現在）

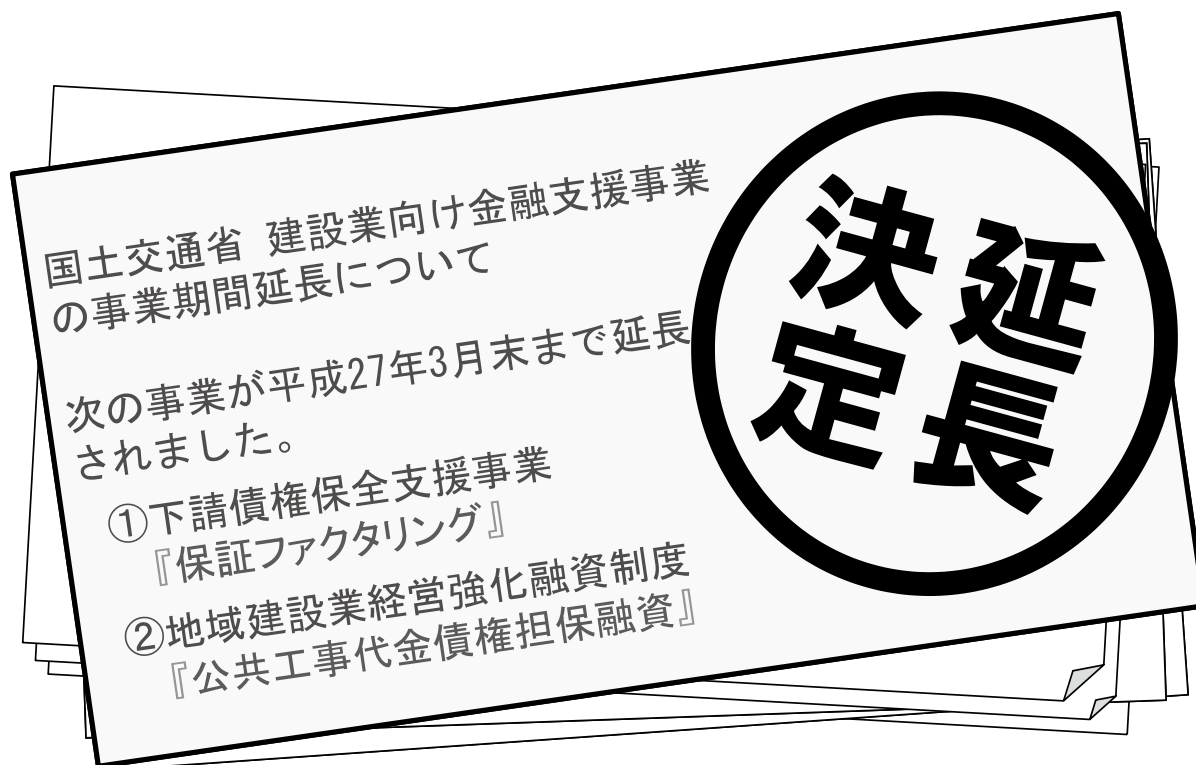
（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	13	547,047	▲18.7%	15.0%
宮崎市	4	235,570	0.0%	67.7%
延岡市	3	28,017	▲25.0%	▲56.0%
その他公共的団体	2	98,218	<	<
計	22	908,853	▲15.4%	26.3%

● 問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店 TEL 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167

URL <http://www.wjcs.net/>

3. 『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』 実施期間延長のお知らせ



(株)建設総合サービス(西日本建設業保証グループ)が実施しております『保証ファクタリング』・『公共工事代金債権担保融資』の実施期間が更に1年間延長(平成27年3月まで)となりました。

保証ファクタリングとは、元請企業からの受取手形や売掛金を保証する制度です。(手形保証の場合、オプションで手形買取での資金化にも対応します。)

保証料には国から最大4%の助成が適用されますので、元請企業倒産時の焦付防止や取引先拡大時のリスク回避に、ぜひご利用ください。

なお、サービスの詳細につきましては、西日本建設業保証(株)宮崎支店、もしくは(株)建設総合サービスへお気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社建設総合サービス 金融事業部

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2建設交流館

TEL:06-6543-2843 / FAX:06-6543-2849

URL: <http://www.wingbeat.net>

(貸金業登録番号 大阪府知事(3)第12785号)

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店

TEL:0985-24-5656

(公財)建設業福祉共済団からのお知らせ

育英奨学金前期分 25,968,000 円、220 名に給付!!

《前期分 220 名に給付》

共済団は 6 月 20 日、平成 26 年度の育英奨学金の前期分（平成 26 年 4 月～9 月まで）として要保育児 10 名、小学生 60 名、中学生 47 名、高校生 61 名、大学生等 42 名の計 220 名に対し 25,968,000 円を給付しました。

また、その内当団の東日本大震災の支援金を支給された方の子 10 名（小学生 1 名、中学生 3 名、高校生 2 名、大学生等 4 名）も対象として、1,512,000 円を給付しました。

《育英奨学金制度とは》

この制度は、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施され、現在までに奨学生の延べ人数は 7,315 人、累計給付額は 13 億 4,098 万円余となっています。

奨学金は、業務災害または通勤災害により、死亡、身体障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、継続して給付しています。

なお、共済団の奨学金制度は他の奨学金制度との併用も可能で、返済は不要です。

◎給付額は以下のとおりです。

・ 要保育児……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・ 小学生……月額	12,000 円	年額	144,000 円
・ 中学生……月額	16,000 円	年額	192,000 円
・ 高校生……月額	18,000 円	年額	216,000 円
・ 大学生等……月額	39,000 円	年額	468,000 円

◎要保育児および奨学生の対象であるにもかかわらず手続きがお済みでない場合は、随時受付しておりますので共済団までご連絡下さい。

資料請求や保険料試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

(公財)建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

保険料が**安い** 補償が**厚い**
支払いが**速い**

法定外労災補償制度

建設共済**保険**

更にリフレッシュして充実した制度になりました



公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業 被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

取扱機関 (一社)宮崎県建設業協会 〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19 TEL.0985-22-7171 FAX.0985-23-6798

詳しい情報、保険料試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>